

ミャンマー民主化の課題と展望
—少数民族問題、経済開発

岡 部 一 明

愛知東邦大学

ミャンマー民主化の課題と展望

—少数民族問題、経済開発

岡 部 一 明

目次：

- 1、ミャンマー民主化への動き
- 2、ミャンマーにおける開発の失敗
- 3、少数民族問題と連邦制
- 4、経済開発への展望

1、ミャンマー民主化への動き

本稿の締め切り直前（2012年9月末）、ミャンマーの民主化指導者アウンサンスーチー氏は、アメリカを訪問中である。9月19日にオバマ大統領との会談が行われ、大統領はスーチー氏の「勇気と決断力、個人的な犠牲」を賞賛し、改革に向け米国も協力を惜しまないことを約束した。議会では最高の荣誉である「議会金メダル」を授与された。長らくビルマや中国の民主化運動を支援してきたナンシー・ペロシ下院院内総務（サンフランシスコ地域選出）は、スーチー氏が「ここにいること自体が歴史的だ」と歓迎した¹。

元ミャンマー軍政ナンバー4だったテインセイン大統領は同9月27日、ニューヨーク国連本部の総会で演説し、ミャンマーが「民主化の道を前進し、短期間のうちに驚くべき変化が生まれた」と強調し、スーチー氏についても「民主化運動の功績で荣誉を受けたことに一市民としてお祝いしたい」とエールを送った²。

何もかも信じられないような変化だ。特に、見落とされがちだが、このテインセイン大統領の動きに注目したい。スーチー氏の影に隠れながらミャンマー政治を確実に民主化の方向に率いている。まだまだ強大な軍が存在するミャンマーで、彼のような「体制内」から出た人が動くことは重要だ。ソ連民主化におけるゴルバチョフのような役割を果たすかも知れない。

現地調査

2012年8月にミャンマー調査を行った。最新版の旅行ガイドブックでも、軍政の歴史が長かったミャンマーでの行動には細心の注意が必要、とあった。ビザ取得時から詳細な旅行計画提出を求められ、緊張して旅行者然として、ヤンゴン、マンダレーを初め少数民族地域、首都ネピドーなどをまわった。

滞在の最後の日、スーチー氏らの民主化組織「国民民主連盟」(NLD)の本部訪問を試みた。回りは公安が固めているなどと聞いていたので、近くにも寄れないのではないかと考えていた。最後だから何があってもいいというつもりだ。



写真1 スーチー氏の民主化組織「国民民主連盟」(NLD)の全国本部(右)。市民団体の事務所のような簡素な3階建てだった。



写真2 ミャンマーの中心部にある黄金のスーレパゴダ(奥)。民主化デモがよくこの周囲で行われる。2008年ビデオ取材中の日本人ジャーナリスト長井健司さんは、右手十字路角あたりで射殺された。

タクシーの運転手に住所を告げたが、よく理解しない。やむを得ず言う。「NLDの本部事務所だ。」

「ああ、あそこか。」

運転手の反応が意外だった。彼はそこをよく知っていた。ならそうと早く行ってくれればいいのに、というような風情で嬉々として車を発進させた。「NLDはそんなに人気ある(popular)のか。」と聞くと、「そうだよ、みんな知ってる」という返事。

NLD全国本部は、地方で見た支部事務所と同じように3階建ての粗末な建物だった。しかし、まわりには兵士や警察の警備もなく、自由に立ち寄れる雰囲気。玄関前には屋台の売り場があり、資金集めのためだろう、スーチーさんの絵が入ったTシャツ、ポスター、マグカップその他を売っていた。いくつかを買い、販売の女性にカメラを向けるとポーズをとられてしまった。しまった、こんな感じなら、正式にしかるべきインタビューの予約を入れておけばよかった、と後悔したが遅かった。

民主化運動の拠点ともなるヤンゴン大学には入れなかった。「外国人入構禁止」の看板があり、守衛に止められた。しかし、その近くにあったスーチーさんの自宅前には行けた。かつて自宅前通りは通行禁止にされ、バリケードが築かれ、公安が見張っていたと聞いた。しかし、今は車の交通も多く、バリケードも監視もまったくなかった。門にNLDの旗や看板が掲げられ、塀には鉄条網があってやはり要塞のようだったが、今は活動家たちが中から守っているのだろうか。

「軍事政権の秘密首都」と言われたネピドー(ヤンゴン北約300km)に簡単に入れたのにも驚いた。ガイドブックでも省略されているような街だが、ヤンゴンからネピドー行きの高距離バスがあり、一般市民といっしょに普通に旅して、5時間ほどでネピドーに着いた。

ミャンマーで行動には様々な制限が付き、ネピドー訪問も難しい旨の報告は数多い。例えば前年の夏にミャンマー取材を行った毎日新聞記者の春日孝之氏によると、入国するには記者の身分を隠す必要があり「貨幣研究家」として入り、ネピドーには役人の紹介がないとだめだとか、パスポートチェックされ観光ビザだと追い返されるだけだと言われたが、とにかく車で行くと入れた。しかし政府建物の写真を撮っていると公安に制止され、立ち退かされた、などの報告がある。2008年9月には、ヤンゴンで民主化デモをビデオ取材していた日本人ジャーナリスト長井健司さんが国軍兵士に射殺されている（写真2）。

必要な警戒は必要だが、一旦ネピドーに入れば比較的自由に動けた。軍人や政府役人ばかりでなく、建設、商業その他あらゆる職業に携わる一般市民も住んでいるわけで、それなりに納得した（写真3）。宿泊は避け（マンダレーに行く途中でちょっと寄った形にして）夜行バスで発ったが、出る時、筆者だけパスポートを持っていかれ登録されたようだ。



写真3 「軍事政権の秘密首都」ネピドーにも庶民の街はあった。ミョーマ市場の周辺に立つ屋台。

民主化への動き

民主化の動きを最初に国際社会に感じさせたのは、2010年11月13日のアウンサンスーチー氏の3度目自宅軟禁からの解放だったろう。何事も彼女の動向によって国際社会の注目が集まる。1988年8月にビルマ民主化運動に登場して以来、22年3ヶ月のうち実に15年2か月を幽閉の身に置かれて後の解放だった。

もちろんこれは、直前に行われた総選挙で、スーチー氏らの民主化組織「国民民主連盟」（NLD）抜きで軍政翼賛政党の連邦団結発展党（USDP）が絶対多数を確保した上で、周到に用意されたシナリオ内での解放であった。連邦議会でUSDPは493議席中388議席（78.7%）を獲得し「民政移管」後の旧軍政派主導をほぼ決定づけていた。それ以外に全議席の4分の1にあたる議席を自動的に軍人に割り当てる規定が憲法にあるのだから安泰である。

2011年1月31日には、新連邦議会在が招集され、2月4日にテインセイン大統領ら政権トップが選出され、3月30日には軍事政権（「国家平和発展評議会」＝SPDC）が解散し、新大統領を元首とする政府が正式に発足した。23年に及ぶ軍政は形式的には終了したが、テインセイン大統領

は旧軍政ナンバー4の人物であり、閣僚33人中27人が退役軍人であった。

民政開始4カ月半後の2011年8月19日、テインセイン大統領がアウンサンスーチー氏を首都ネピドーに招き、2者会談が実現する。アウンサンスーチー氏は「テインセイン大統領は本気で改革を進めようとしている」とのコメントをメディアに残した。

2011年9月30日、テインセイン大統領が、ミッソン・ダム建設を凍結する方針を発表した。ミッソン・ダムはミャンマー北部、マリカ川とマーカ川が合流してイラワジ川が始まる地点に、ビルマ政府と中国国営の中国電力投資公司(CPI)が共同して建設を予定していたダムだ。36億ドル、出力3,600メガワット、高さ152メートルの巨大ダムで、すでに工事も、住民移転もはじまっていた。しかし、起こされた電力のほとんどが中国に輸出されるし、水系に与える環境問題、1万人に上る住民の移転、川に頼って生計をたてる周辺住民への社会・経済的影響などの問題が指摘されていた。これに対しテインセイン大統領が「任期中(2015年末まで)はミッソン・ダムの建設を中断する」との方針を打ち出したわけだ。中国側は怒ったが、住民や環境団体はこれを歓迎した。

2011年11月4日には、政党登録法が改正され、NLDの国政参加が可能になった。2010年3月成立の旧法は「過去に有罪判決を受けた者」の政党参加を禁じ、これがスーチー氏の政党所属や議会立候補を阻んでいた。他にも政治犯とされたメンバーの多いNLDは、この旧法の枠内での選挙参加を拒否し、前年の総選挙をボイコットしていたのである。1年ちょっとでの大きな制度変更であった。これに基づきNLDは政党登録を行い、2012年1月5日に正式に政党として認可された。

これに前後して、新政権は数度にわたり政治囚の解放も行った。特に2012年1月13日に解放された政治囚は「ビルマの最も有名な政治囚の紳士録」との声も上がるほどで、反体制派の著名な活動家ミンコーナイン、テイチュエ、クントウンウー、ガンビラらも含まれていた³。

2012年4月1日、連邦議会の補欠選挙が行われ、NLD圧勝が圧勝した。46議席中43議席を獲得し、アウンサンスーチー氏も当選した。

同じ4月1日、政府の公定為替レートが廃止された。すでに前年10月から実勢レートでの両替を諸銀行に認める決定を出していたが、この2012年4月から公定レート自体を正式に廃止した。途上国には多かれ少なかれ公定レートと「闇(実勢)レートとがあるものだが、ミャンマーの場合、これが100倍以上違っていた。公式レートが1ドル=6.4チャット、実勢レートが1ドル=800チャット程度である。だれも公式レートでは交換しない。旅行ガイドブックなどもミャンマーでは銀行ではなく、「ブラックマーケットでの両替」を指南していた。

その他にもミャンマーの金融状況は異常なところがあり、同国内ではクレジットカードもトラバラーチェックも使えなかった。外貨はほぼドルの現金しか使えず、しかも、折り目のまったく付いていない新札のみしか使えない、という状況だった。が、筆者の現地調査中の2012年8月、現地英字紙で、2013年中にミャンマーでもクレジットカード利用が可能になるという記事が出た⁴。この面でもこれからどんどん変化が出てくるだろう。

筆者がミャンマーを出た直後だったが、2012年8月20日、新聞・雑誌の事前検閲の廃止が発表された⁵。ミャンマーでは1962年の印刷者出版者登録法により、出版物を現情報省の出版精査局（Press Scrutiny Board）に事前提出することが求められていた。新政権誕生以来、紙面でのスーチー氏の写真掲載許可、娯楽系の出版物なら政府事前検閲廃止、などの改善が見られていたが、それを一歩推し進めた形だ。

現地調査の折り、The Myanmar Timesなど現地紙のかなり自由な報道姿勢に驚いたものだが、事前検閲を受けずに記事を出した2週刊紙を発刊禁止処分にした、という記事もあった⁶。「事前検閲制度は、現在のところまだ残っているので注意してほしい」というウ・ティントスウェ情報省報道精査登録副局長のコメントが載っていた。それを読んで帰国すると、同じ副局長が検閲廃止を発表したという記事が出ているわけでこちらも驚く。さらに次の週には、新たに就任したウ・アウンキー情報省大臣のインタビューがトップ記事で出て、民間新聞社でも日刊紙が出せるようにする、との発言が載っている。これまで日刊紙は政府系の新聞しか認められていなかった。英字紙でも政府系日刊紙New Light of Myanmarがあるだけだった。

民主化運動の歴史

民主化が始まった要因として、民主化運動の側としては、やはり、彼らの長い運動の成果が少なくとも遠因があると考えたいところだろう。そして、それは一部だが正当な部分があると筆者は考える。

軍政に大弾圧されたが、1988年8月8日を中心とした8888民主化運動が、現在に至る民主化運動の素地をつくっている。この時危篤の母の看病で帰国していたアウンサンスーチー氏が、民主化運動に引きこまれたというだけでなく、現在、民主化運動のリーダーになっている人たちの多くがこの時期の人材である。

1980年代後半から90年前半は、ソ連・東欧の社会主義体制崩壊という歴史的过程が起こった時代であるが、これに先駆けて東アジアでは、民主化の流れが各国に波及した。2011年に中東で起こった「アラブの春」のような現象である。1986年にフィリピンで大規模な反マルコス・デモが起こり、翌年2月にマルコス政権が崩壊し（「2月革命」）、民主化が実現した。1987年には、韓国で「6月民衆抗争」と呼ばれる大規模なデモが発生した。盧泰愚大統領により「民主化宣言」が発せられ、大統領直接選挙制の導入、反体制政治家・金大中の赦免・復権が実現した。中国でも1989年に大規模な民主化デモが起こるが、これは天安門事件という悲劇的な結末を迎えた。ミャンマーの8888民主化運動もこうした東アジア民主化の流れの中で起こった動きである。この時期、ソ連・東欧を含め多くの国で民主化が進行するが、中国とミャンマーの民主化は厳しく弾圧され途絶したということになる。

しかし、ミャンマーの8888運動は、弾圧こそされたが、それまでの社会主義独裁体制を終結させ、以後の軍政も一定の経済改革は行い、新憲法制定を予定し、総選挙の約束もしなければならなかった。実際、1990年に総選挙が行われ、ここでスーチー氏らの国民民主連盟（NDL）が圧

勝し、492議席中392議席を取った。この議会は決して開かれることなく、抑圧的な軍政が続くのだが、いろいろ批判はあるにせよ、新憲法が徐々に形づくられ、それに基づく選挙が2010年に行われ、形式上は民政になった。2007年の僧侶を中心とした民主化デモの弾圧（日本人ジャーナリストの長井健司さんもここで射殺）など強権政治に変わりはないが、軍政の中で最低限の方向付けは粛々と進んできた面があり、筆者はそこに民主化運動の遠い背景を見る。ほとんどが弾圧されはしたものの、ミャンマーの人々の苦難の民主化運動がボディーブローのように少しずつ効いてきた面があると思う。

なぜ今、民主化がはじまったか

あの強権的な軍事独裁国家のミャンマーで、なぜ降ってわいたような民主化がはじまったのか。直前に特に激しい民主化デモがあったわけでもなく、軍政とその後継政権があたかも内部からはじめたように感じられる今回の民主化に戸惑うし、専門家でもかなり想定外だったのではなからうか。多くの分析がなされているが、次の工藤の議論がかなり妥当なものではないか。

「改革はミャンマー国内から起こる。そして、それは国軍主導の改革以外にはあり得ない。軍政の23年をふりかえり、その権力基盤の強化をみる時、筆者はそう考えてきた。現在進行中の改革はまさにこれである。それゆえ、今回の改革を、テインセイン大統領が軍政のこれまでの統治のあり方を否定し、タンシュエ前議長の意に反して、そして守旧派と闘いながら、いわばちゃぶ台をひっくり返すようなかたちで、改革を進めているとみるべきではない。そうではなくて、テインセイン大統領は軍政統治の成果にもとづきつつも、しかしその強権的統治の副作用として発生した諸問題—権力の正統性の欠如、国際社会における不名誉な地位への転落、深刻な人権問題、近隣諸国に後れた経済発展など—の解決に取り組むために、いわば軍政が描いた大きなシナリオの一環として改革を進めているとみるべきであろう。」⁷

軍政の基盤が安定したからこそ、そのシナリオ内の改革に取り組みはじめた、という見方は基本的にそうだと思う。ただ、直後に「ただし、ここまで大胆かつ迅速に改革を進めることになるとは、当初は想定していなかったのではないか」とも述べられている通り、現実の民主化プロセスはかなり急激であり、ちゃんをひっくり返すくらいの闘争に発展する可能性がないとは言えない。

そして「権力の正統性の欠如、国際社会における不名誉な地位への転落、深刻な人権問題、近隣諸国に後れた経済発展など」が軍政内部にとっても問題になってきたことが民主化の原因であるという点はその通りだ。他の多くの論者もこの点は指摘する。体制内部の人間にとっても耐えがたいものになってきた、そこで内部から改革が起こる、という構図が今回はよく当てはまるように思われる。

工藤はこの研究論文的な論考の後に「異説—なぜ改革ははじまったのか—」という興味深いコ

ラムを書いている。「ミャンマーに駐在したこともあるひとりの生活者として、もう少し肌感覚に近いところで今回の改革を眺めて」みた洞察がなかなか鋭く、腑に落ちた。工藤によれば、軍人たちが改革を推し進めた（あるいは少なくともそれを黙認した）背景には軍内部の不満があり、しかもそれはごく卑近な不満だったのではないか、という。

「彼らの本当の不満とは、もっと新しい車（といっても日本の基準では相当に古い中古車であるが）に乗りたいたか、携帯電話を持ちたいたか、テレビや冷蔵庫がほしいとか、その前にそもそも停電ばかりしている電気がきちんとくるようにしてほしい（ミャンマーの停電は、たとえば1日に3時間電気がこないという計画停電ではなく、3時間電気がくるという計画通電である）とか、インターネットのメールや電話を自由に使いたいたか、自分の子どもたちに国内でまともな教育を受けさせたいとか、あるいは軍政高官であれば子どもや孫たちをアメリカやイギリスに留学させたい（欧米の制裁対象になっていると高官の家族にもビザが発給されない）とか、そういう身近なことであった。その種の不満であるから、国の分裂を憂いて軍内クーデターで権力の転覆を謀るような、そんな大ごとにはならなかった」⁸。

これはささいな観察のようで本質的なことを突いている。国際的どころか、近隣の東南アジア諸国に比べても圧倒的に遅れてしまった自国経済、というものが具体的にはこのような形で彼らの日常に現れるのである。軍人たちは、決してGDP統計のデータを詳細に調べて、困ったことだと嘆くのではない。このような日々の生活の中で、これじゃあいかんという思いを強くし、そうしたものの積み重ねが民主化や経済改革の支持や容認に反映されてくるのだと思う。

次節で述べるようにミャンマーの経済状態は悲惨なものがある。それに体制側でも耐えられなくなって改革に向かわざるを得なくなった。まったくその通りで、筆者はそこでレーニンの言葉を思い出した。世界史に大きな遠回りをもたらしてしまったレーニン（やマルクス）だが、革命家としての彼は、現実感覚に鋭いものがあったと思う。革命が起こる条件として、単に民衆の不満が拡大し、激しい抵抗運動が起こるだけではだめだと言う。「支配階級が彼らの支配を、変更なしには維持できなくなっている」状況もなければならぬ、とする。「革命が起こるには下層階級がこれまで通りの暮らしはしたくないと思うだけでは通常不十分である。上層階級もまた、これまでのようには生きたくないと思っている状況が必要である。」⁹

2、ミャンマーにおける開発の失敗

「開発の大惨事」

「私が子どもの頃、ミャンマー（ビルマ）からの製品といえはずっと進んだものだった。」

ミャンマー国境付近の街で育った中国人研究者が私に語る。2012年8月のミャンマー調査の折り返し、帰途中国・雲南省の省都・昆明に寄った。貧しいミャンマーから来ると、巨大な新空港から頻繁にリムジンバスが発ち、整備された高速道路網を走るのを窓から見て、「ああ、先進国に来

たんだな」という感覚を持った。それを話すと、友人の中国人研究者は30年ほど前の子どもの頃の記憶を語ってくれたのだ。中国・ミャンマー国境貿易の主要ルート地、瑞麗・ムセ国境から近い地域に彼の故郷はある。ミャンマーからの物産は、当時の貧しい中国からみたら世界の進んだ商品を見せつけるような輝きがあったという。

それが今は立場が逆転した。ミャンマーから見ると中国の発展はまばゆい。なぜこうなったのか。「近代のビルマ、近年、公式に言われるようになった呼称でミャンマーは、アジアの主要な開発デザスター（惨事）と広く認識されている。」とアン・ブースの論文は始まる¹⁰。「この国は、他の多くの南・東南アジア諸国とともに、第二次大戦後の荒廃の中から独立を勝ち取り、当時は良好な開発への見通しがあると考えられていた。にもかかわらず、20世紀の終わりまでに同国はほとんどの隣国より一人当たりGDP及び他の開発指標で圧倒的な差をつけられてしまった。」とブースが続ける。「国連の人間開発指標において同国はインドより下にランクされ、中国及び、ラオスとカンボジアを除くASEAN加盟諸国からもかなり引き離された。特に衝撃的なのは、長い陸の国境を共有するタイとの格差である。1999年のタイの一人当たりGDP（購買力差で補正）が6000ドルをわずかに上回ると推定されたのに対し、ビルマのそれは1000ドルをやや上回る程度だった。」「ビルマは、アジアでは珍しい70年に渡る経済的構造的停滞の構図を示しているのである。」¹¹

ビルマの軍事独裁政権を長きに渡って支配したネ・ウィンが2002年に亡くなった時、英誌エコノミストは「ビルマの破壊者」と題する「追悼」記事の中でこう書いた。「ビルマは（戦前）世界最大の米の輸出国だったが、1973年までには国内のニーズも満たせなくなっていた。一人当たりの所得は、1960年の年670ドルから1989年の200ドルに減少した。良好な耕地をもち、チークなどの高品質木材、石油を含む鉱産資源を産出するにもかかわらず、ビルマは世界で最も貧しい国のひとつに数えられるようになった。」¹²

その上、さらに数字をあげる必要はないかも知れないが、表1は、国連の人間開発指標の最新データからいくつかを示したものである。隣国タイとの差は開いたままだし、総合で世界187ヶ国中149位であることなど、ここでもミャンマーの状況は悪い。（ただし、日本も環境分野の指標などはよくない。）

豊かな資源をもち発展のポテンシャルが高いミャンマーがなぜこうなってしまったのか。多くの人不思議に思うし、現地に行ってその貧しさを体感した筆者も、それを考えさせられた。戦後取った極端な社会主義政策、長く続いた軍事独裁政権、少数民族問題と「世界一長い」内戦など、多くの要因が語られるが、とにかく現在の状況は、前述の通り、統治者側にとっても耐えられないレベルであり、そこから、あたかも軍事政権内部から起こったかのような民主化と経済改革が始まった。

表 1 ミャンマーの各種開発指標（タイ、中国、日本との比較）

	(単位)	ミャンマー	タイ	中国	日本
国土面積	km ²	676,578	513,120	9,596,961	377,915
人口	1000人	48,337	69,519	1,347,565	126,497
人口密度	人/km ²	71	135	140	335
人口増加率（年平均、2010-15年予測）	%	0.8	0.5	0.4	-0.1
年齢中央値	才	28.2	34.2	34.5	44.7
一人当たり国民所得	米ドル	1,535	7,694	7,476	32,295
貧困者率（所得が日\$1.25以下の人）	%	—	10.8	15.9	0
平均寿命	才	65.2	74.1	73.5	83.4
5才までの死亡率（1000出生当たり）	人	71	14	19	3
母性死亡数（10万出生当たり）	人	240	48	38	6
きれいな水を得られない人の割合	%	25.2	0.5	3.0	0
マラリアによる死者（100万人中）	人	20.4	1.0	0	0
成人識字率	%	70.7	93.5	94.0	99.8
学校教育修業年数の平均	年	4.0	6.6	7.5	11.6
教育への公的支出（対GDP比）	%	2.0	4.3	4.6	8.3
女性の就業率	%	63.1	65.5	67.4	47.9
国会議員中の女性の割合	%	4.0	14.0	21.3	13.6
更新性エネルギー利用率	%	69.0	19.3	12.3	3.4
一人当たり二酸化炭素排出量	トン	0.3	4.3	5.2	9.5
都市大気汚染（微小浮遊粉塵）	μg/m ³	46	55	66	27
森林面積率	%	49.6	37.1	21.6	68.5
森林面積の増減、1990-2008	%	-17.4	-3.1	28.1	0
国連人間開発指標の総合順位（187ヶ国中）	位	149	103	101	12

資料：United Nations Development Programme (UNDP), *Human Development Report 2011 Sustainability and Equity: A Better Future for All*, “Human Development Statistical Annex,” pp.120-165他。

経済ナショナリズムと社会主義

戦後前半期のビルマの開発失敗は、多かれ少なかれ、世界的な途上国開発の失敗であり、その一部であった。植民地主義の侵入に荒らされてきたという総括からの保護主義、国内市場を外国製品から守り自国の工業製品でまかなおうとする輸入代替工業化政策、そして国有化や計画経済の社会主義。それらがうまくいかなかった。

保護主義と輸入代替工業化と聞いて筆者が思い出すのは1980年前後のインドでの経験である。世界各地を旅した私は、旅先でミニコミ旅行記を書き日本の友人たちに送っていた。今ならインターネットの同報メールだが、当時は手書き文章をコピーしてエアメールで送る、という方式だった（さすがにガリ版の時代は終わっていたし海外ではそもそも無理だった）。

この方式でアジア、アフリカ、どこに行ってもミニコミをつくれた。大都市であればあの白くて四角いコピー機があった。が、インドでコピーを頼んでびっくりしたのが、どこからか職人ら

しき人を連れてきて、何やら最初は写真のようなものから版下をつくるのだ。木版のような版下に手作業で紙を当ててコピーを刷る。時間もかかったが、そんな他では一度も見たこともない光景を見て、インドの社会主義的な保護主義政策、輸入代替国内工業化の実情を「感動的に」納得することができた。

インドはビルマと近いこともあり、何かと発展のプロセスが似ている。19世紀にはともに大英帝国の植民地になり、しかも、ビルマは当初、英領インド帝国の一州になった（1883年）。別の植民地「英領ビルマ」に分離されたのは1937年である。

第二次大戦では、日本軍がビルマを占領し、インパール作戦などでインド領にも踏み込んできた。インドでチャンドラ・ボースが日本の援助でインド国民軍を組織してイギリスとたたかったように、ビルマではアウンサンらがビルマ独立義勇軍を組織し、日本軍と共にイギリスを駆逐した（後に、日本のビルマ支配の意図に気づいて抗日運動に転換）。イギリスの分割統治政策も両国で同様で、英領インドがインドとパキスタン（後にさらにバングラディシュ）に分裂して独立したように、ビルマも、別途植民地支配されていた山岳地帯（後述）での少数民族の抵抗と内戦状態が長く続いた。独立の指導者ガンディーが戦後すぐ1948年に暗殺されるが、ビルマの独立指導者アウンサンもその前年に暗殺されている。

当時の新生アジア・アフリカ諸国がどこもそうであったように、インドもビルマも多分に社会主義の影響を受けた。1950年に共和制に移行したインドの正式国名は「インド主権社会主義世俗民主共和国」(Indian Sovereign Socialist Secular Democratic Republic)である。保護主義と輸入代替工業化政策、国有化、強力な政府規制の経済政策がはじまる。この中で、経済学者ラジ・クリシナによる有名な概念「ヒンズー的成長率」(Hindu rate of growth)¹³に示されるような停滞が長く続いた。当時のインドの統制経済は、例えば次のようである。

「インドの貿易制度は（投資制度と）同様に、世界で最も複雑なものであった。輸入に対する厳しい事前許可制限と、非常に高い関税—平均87%—が存在した。極端に厳しい外貨両替の諸規則（例えば外貨の所持は犯罪だった）が制限的な貿易規則を補完していた。輸入の事前許可体制はあらゆる輸入可能品目を26に分類し、その各々に個別の許可手続きが定められていた。消費財などいくつかの品目は完全に輸入禁止であった。」¹⁴

「1991年に改革プロセスがはじまる前までは、政府はインド経済を外部世界から隔離しようとしていた。インドの通貨ルピーは両替不能であり、高い関税と輸入ライセンスが外国の製品が国内市場に入ってくられなくした。インドはまた中央からの経済計画システムを稼働させ、企業が投資し拡大する時の事前許可を求めた。迷宮のような官僚制はしばしば不条理な制限を加え、会社が生産のライセンスをとるのに80もの機関から承認を得なければならないこともあり、何をどれだけどんな価格で生産しどこから資本を得るかに至るまで政府が決めた。政府はまた、会社が労働者を解雇したり、工場を閉鎖したりするのも禁じた。」¹⁵

ビルマも同様の政策をとった。1948年から1962年の民政の時代は、土地や企業の国有化、社会主義国に習った8カ年計画などを行ったものの、さほど徹底していなかった。内戦や少数民族問題など、後述のように建国の困難に直面している時代であった。1962年に軍事クーデターで台頭したネ・ウインの政権が「ビルマ式社会主義」を唱え出す。このクーデターの理由として挙げられたのは「連邦が崩壊の危機に直面しているということと、文民政府の政権が建国の父アウンサン将軍によって敷かれた社会主義の道を踏み外している」ということだった。権力を取ったネ・ウインは「革命評議会」を組織し、閣僚に軍人を指名し、社会主義的な政策を矢継ぎ早に出していく。ミヤット・テインによれば、

「ビルマ式社会主義のもとで、外国貿易、国内の卸売業、小売業、銀行、製造業、漁業、鉱業、さらに病院、学校まで国有化された。農業のように国有化されなかったところも、物理的ならびに価格的な規制に従属させられた。彼らは、政府指定の地域で計画通りの穀物を耕作しなければならぬだけでなく、それを市場価格以下の定められた価格で政府に売らなければならなかった。加えて外国からの融資や援助は多大な疑惑をもって見られ、ほとんどが却下された。そして何よりも、植民地時代にイギリスによって育てられ残っていた有能な官僚が、ネ・ウインの信にかなう軍人たちに入れ替えられてしまった。そこに現れたのは、軍政のもとに存在する極端に社会主義的で統制の効いた命令経済だった。」¹⁶

社会主義的な軍事独裁政権は何もビルマ特有のものでなく、また、開発独裁国家が急速な経済成長を準備したケースも多い。しかし、ビルマでそれが起こらなかったのは軍政が他のセクター、とりわけ官僚や企業家との緊密な連携をとれなかったからだという有力な分析もあり、上記はそうした文脈で出された議論でもある¹⁷。

また、この社会主義独裁政権が、極めて民族主義的であり、「一連の国有化は、ビルマ在住外国人、なかんずくインド人の排除を伴った」ともされる¹⁸。国有化後、20万人のインド人、パキスタン人がビルマを去った。また、西澤によれば次の通りである。

「総じてみれば、1960年代半ばから1980年代半ばにかけて外国貿易の比率は、1960年初頭のその3分の1にまで低下した。基本的な工業化政策は輸入代替工業化であって、保護政策の下で国有企業を担い手として国内産業育成に重点が置かれた。」¹⁹

「1962年以降の社会主義体制下においては、外国貿易を国家独占するとともに、外国民間投資を締め出し、自力発展を志向した。」

「鎖国政策ともいふべき閉鎖政策が、その長期停滞の重要な原因の一つと考えられているのである。この政策により、ビルマ経済は外国企業との厳しい競争から遮断され、ぬるま湯的な体質が温存されるとともに、世界の技術進歩から大きく取り残されることになったのである。広い意味での異文化との接触を断ったことが、ビルマ経済の活力を失わせ、衰退をもたらした

といえよう。」²⁰

1980年前後、ビルマは観光客にも国を閉ざしており、インドを紀行した筆者も行くことはできなかった。もし行っていたら、あの手押し版画のようなコピー装置があったのではないかと想像する。

輸入代替工業化と輸出主導工業化

第二次大戦後のこの数十年間、経済は常に未知の分野に進み理論家を悩ませてきたが、明確な教訓もいくつか残した。まずその一つは、社会主義の失敗であろう。国有化と計画経済がうまく行かないことは、ソビエト連邦の解体やベルリンの壁の崩壊を見るまでもなく、あまりにも多くの事例で実証されてしまった。民間の自由な企業・起業と市場経済を基本にしない限り、有効な経済活動はありえない。これだけの証拠事例の前でそう確認しないわけにはいかない。もちろん、豊かさとは何なのかの指標の再検討も課題であり、金融・経済政策その他、諸国の条件に合わせた一定の政府介入は必要だし、格差その他生まれる歪みに一定の対処を行わねばならない²¹。しかし、市場が経済にもつ本質的な意味により謙虚でなければならない。社会主義的ノスタルジアから、根底に自由な市場経済の原則をすえるのをためらうのは知的荒廃と言わざるを得ない。

もう一つ明確な証拠を突きつけられたのは、保護貿易と輸入代替工業化は機能しない、という現実である。市場を開いた積極的な輸出主導型工業化こそが成功を収めることを、これまた戦後世界の中の圧倒的事例で示されてしまった。これについても、過去の理論的しがらみから、明確に受け入れる態度を避けるのは、やはり知的荒廃である。

確かに途上国は、植民地主義の中で自生的発展を阻害され、宗主国に富を奪われ、苦勞してきた。だから、外部からの影響を打ち、国を閉ざして内部の経済発展を図ろうとするのは、歴史的な経緯として理解はできる。「従属理論」などそうした認識を精緻化した理論も多様に存在する。だが、外からの影響を断って内を向くのが解決ではなかった。少なくとも、そうではなさそうだとすることを戦後の多くの失敗に満ちた開発努力の中で私たちは認識することができた。

後進経済が、まずは外からの影響を断ち内部産業を保護・育成しよう、というのは単純で、ある意味常識的な反応である。経済学理論でもイギリスの自由貿易論に対抗して、ドイツのリストラがとなえた保護貿易論（幼稚産業保護論）²²など、議論の歴史は長い。ある意味、後進経済のキャッチアップ策としてはそれが常識と皆思うであろうし、実際、ドイツ、アメリカ、日本と、多かれ少なかれその方式で成長してきた。戦後の経験は、それとは逆に、積極的に市場を開き外（輸出）に出て行く政策が実は有効である、という常識破りが生まれたことに新しい意味があったのかも知れない。

不幸な記録だが、経済に不慣れなビルマの軍人政治家らが、1968/69年の国政報告において「ビルマは、もはや過去のような輸出主導の経済ではない」と吹聴した²³。輸出が減り国内資金が枯渇する危機的な状況の中で、輸出減退を国の自立の証左ととらえた。輸出主導産業化が喫緊

に求められているその時に、輸出減退を喜んでいたのである。15年が立った1983年の議会への報告書で「輸出促進は、社会経済計画の成功的な実施の上で極めて重要なファクターである」と改めることになる²⁴。

鎖国して外国からの輸入や投資を排除し、国内のニーズのためにモノをつくる工業化、つまり輸入代替工業化の戦略は、グローバル世界で切磋琢磨して生まれる優れた製品や技術の取り込みを不可能にさせる。古い技術や製品が滞留し、政府からの補助を受けた大企業（しばしば国営企業）は、その安泰な立場にあぐらをかく。国内ニーズ向けであろうと、工業生産を行うには、特に最初は工作機械など生産手段の多くを海外から輸出せざるを得ない。だから輸入を止めようとしているのに、輸入が増えるという逆説的結果が生まれる。当然、貿易赤字になる。対外負債が増え、国内資金が不足する。投資が進まない。工作機械などを安く輸入しようと為替レートは無理に（自国通貨高に）引き上げられる。国営企業には有利だが、公定レートから締め出される中小企業は（主に外国からの）生産手段を購入できず成長できない。また、輸出品の価格が高くなってますます輸出産業は育たなくなる。あるいは、実勢レートとの乖離から闇ドル市場も生まれる。負のスパイラルがいろいろにつながって、結局、国内経済は停滞する。

低成長の克服

輸入代替工業化策をとったインドで、1970年代10年間の年平均GDP成長は2.4%であった。「東アジアや中国ばかりでなく、ラテンアメリカ、さらにはサハラ以南のアフリカよりずっと低かった」とウィリアムソンらは嘆く²⁵。この70年代インドの年平均人口増加率は2.3%だから、一人当たり所得はほとんど伸びていないことになる。

しかし、ビルマはもっとひどかった。ネ・ウィンの革命評議会の時代（1962から1973年）、年平均成長率は1.7%だった。「これは人口増加年率2.1%より低く、一人当たりのGDPにすると年約0.4%の絶対減となる」²⁶。

インドは1991年から本格的な経済改革をはじめ。同じく「ヒンズー式改革」²⁷の速度ではあるが、貿易に国を開き輸出主導型工業化政策をとる。その後のインドの成長については詳しく語る必要はないだろう。1990年代は年成長率5%台、2011年には10.6%を記録している。

ミャンマーでは、こうした経済の行き詰まりや人権抑圧への不満が高じ、1988年に大規模な民主化運動が起こる（前述「8888運動」）。ネ・ウィンは辞任したが、やがて国軍が全面介入して大規模弾圧を始め、9月にクーデターにより再び軍部が実権を握る。

以後も抑圧的な軍政が続くが、社会主義的な政策は停止された。「社会主義」が付いた憲法は停止され、国名も「ビルマ連邦社会主義共和国」から「ビルマ連邦」になった。一定の外資導入などが行われた。軍政下の経済統計は信頼できるものがないが、推計によれば、1993年から2003年まで通貨危機時を除いて3-6%で推移し、一旦落ち込んで2009年から5%台を維持している²⁸。現在の急速な民主化と経済改革がどのような改善をもたらすか、結果はもうすぐ出るであろう。

3、少数民族問題と連邦主義

ミャンマーの少数民族

軍事独裁よりさらに根深いのがミャンマーの少数民族問題である。民主化が実現してもこの問題は解決されず、あるいはこの問題が足を引いて完全な民主化が達成されないかも知れない。軍事独裁も、少数民族との内戦と「国家の分解の危険」を口実に長らくこの国を支配してきた歴史がある。

ミャンマーには政府公認で135の少数民族がおり、表2の通り人口の3割を占める。ただしミャンマー政府の統計は信頼性が低く、国勢調査自体も1983年以来行われていないので、実際はもっと多いという見方もある。例えば、池田は次の通り、人口の50%近くが少数民族だと推計する。

「植民地下最後の1931年センサスでは、ビルマ民族はミャンマー総人口の59%弱を占めていた。それが1983年に取られた最後の公式センサスになると69%となる。前者には民族分類に原理的な問題が含まれるが、後者にはそれに加えて民族的宗教的マイノリティ人口を低く見績もろうという、あからさまな政治的意図が介在している。推論の根拠は割愛せざるを得ないが、このような民族的・宗教的マイノリティの総計は、実態としておそらく総人口の半分近くに達するだろう。」²⁹

135の民族は8つの主要民族（major national ethnic races）に分類され、その名前のついた8つの州が存在する。下記にこの8民族について概要を記す³⁰。

表2 ミャンマーの少数民族

	2012年推計	%	1983年調査	%
	*1		*2	
ビルマ人口総数	54,584,650	100.0	34,125,000	100.0
ビルマ族	37,118,000	68.0	23,546,000	69.0
シャン族	4,913,000	9.0	2,901,000	8.5
カレン族	3,821,000	7.0	2,116,000	6.2
ラカイン族	2,183,000	4.0	1,536,000	4.5
モン族	1,092,000	2.0	819,000	2.4
チン族			751,000	2.2
カチン族			478,000	1.4
カヤー族			137,000	0.4
その他先住民族			34,000	0.1
(中国系)	1,638,000	3.0		
(インド系)	1,092,000	2.0		
他	2,729,000	5.0	1,809,000	5.3

- ・いずれも数字はパーセントでしか出ておらず、実数は近似的に計算したものである。
- ・ミャンマーの国勢調査は1983年以来行われていない。

(資料)

*1 U.S. Central Intelligence Agency, *The World Factbook: Burma*, 2012,
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bm.htm>

*2 Myanmar Ministry of National Planning and Economic Development, *Statistical Yearbook 2010*, Nay Pyi Taw, 2012, p.28.

シャン族

シャン族は、ミャンマーで最も数の多い少数民族である。表2の通り2012年の推計で全国に500万人おり、人口の9%を占める。ミャンマーには7つの管区と7つの州（少数民族地域）があるが、東部山岳地帯にあるシャン州は、国土の23%を占め14管区・州の中で最大である。シャン州の人口は2009年の推計で560万人³¹である（シャン族はシャン州人口の約半分と言われる）。シャン州の州都は、観光地インレー湖に近い高原都市タウンジー（人口20万）である（写真4）。

現地調査の折、シャン州ニューアンシュエ（写真5）の「ブッダ博物館」を訪れた。中には仏像類があるだけだが、もともとシャンの有力公国ヤウンウェの宮殿だった建物。「宮殿博物館」「王子博物館」「シャン領主博物館」など名称を頻繁に変更されながらシャン文物を展示していたが、2008年に中身が取り払われ、単なる仏教博物館にされてしまった。街のはずれの博物館にたどり着いたのは夕方で閉まっていたが、レンガとチークの「館」といった風情の建物外観を見られただけで充分だった。

ヤウンウェ公国はシャン族の中でも最も勢力のあった公国で、その最後の王子サオシュエタイクはビルマ建国の父アウンサンに匹敵する役割を、少数民族地域で果たした人である。パンロン会議（後述）で同地域の代表に指名され、1948年のビルマ独立に際してはビルマ大統領に指名されている。だが、1962年のネ・ウインの軍事クーデター時に捕らえられ、その後獄中死。息子のミーヤウンギーはクーデター時に殺害された。妻サオハームカオともう一人の息子チャオツァン・ヤウンウェは、自治を求める後述・シャン州軍の創設に加わっている。



写真4 シャン州の州都タウンジーの一般住宅街。山の上にある高原都市だ（標高1430m）。



写真5 平地の方には日本と同じような水田風景が見られる。ニューアンシュエ付近の農村。

シャン州の武装組織

1964年に自決を求めてシャン州軍 (Shan State Army, SSA) が結成された。ミャンマー国内有数の反政府武装組織で、現在でも山岳地帯で活動し一定地域を支配下においている。現在は南と北に分裂しており、特に南軍 (Shan State Army-South, SSA-S) は非妥協的で装備がよく、制服をもち7週間の訓練制度があるなど正規軍的である。

シャン州にはシャン族以外の少数民族も多く住んでおり、これらも独自の武装組織をつくってミャンマー政府と対峙してきた。その中で特に注目されるのは、かつてのビルマ共産党の流れを組む次の組織である³²。コーカン族によるミャンマー民族民主同盟 (MNDAA)、ワ族による統一ワ州党及び統一ワ州軍 (UWSA)、東部シャン族、アカ族による東シャン州軍 (ESSA、国民民主同盟軍NDAAとも呼ばれる)。

ビルマ共産党は、特に中国の文化大革命期、中国政府の援助を得て、ビルマ政府に対して強力な武装闘争を展開した。しかし、文革後に援助は停止し、弱体化する中で1989年にシャン州内の上記3民族組織及び北隣カチン州のカチン新民主軍 (NDA-K) の計4組織に分裂した。

それ以外にも、多様な民族が武装組織をもちシャンの山岳地帯のあちこちで活動している。これらは、徐々にミャンマー政府と停戦協定を結んでいくが、武力は保持し続け、一定地域を「特区」として与えられ、国境貿易を管理して関税を取ったり、民族企業を設立して事業 (麻薬ビジネス、カジノなどを含む) を行ったりし、「国家内国家」の様相を呈していると言われる。特にワ族のUWSAは2万の兵力と強力な装備をもち、政府軍といえども容易に対抗できないと言われる。記念集会などで、どこかの国の軍隊で見るとような盛大な軍事パレードもやっている³³。

ミャンマー政府はこれら武装組織を、中央政府の国境警備隊に編入する方向で話し合いを続けており、また2008年の新憲法では自治区 (Self-Administered Zone) を設置し、「特区」をこれに再編・統合する措置をとった。6つのうち5つがシャン州の中にある。ダヌ族自治区、パーオ族自治区、パ・ラウン族自治区、コーカン族自治区、ワ自治管区 (ここだけSelf-Administered Divisionと規定) だ。シャン州外の他の一つはザガイン管区のナガ族自治区である。さらにミャンマー政府は、武装組織の国境警備隊編入以外には軍隊を認めず、特区の自治組織は政党化して国政に参加するなどの要求を出している。これらを明確に拒否したコーカン族のMNDAAに対しては2009年に武力介入し、国境警備隊への編入を認めさせている。中国側に4万人近い難民が出るなど、国際的に批判を浴びた (コーカン事件)。

シャン州の状況をみるだけでも、どれだけ複雑な民族状況と武力紛争が存在しているかわかるだろう。「ミャンマー民族問題の複雑さは、民主化プロセスの複雑さを遥かに超える」³⁴とも言われる。シャン州だけ詳しく論じたが他の州にも同様の紛争や武装組織が存在する。前述シャン州軍は、他の4つの州の民族武装組織と軍事同盟を結んでいる。アラカン州のArakan Liberation Party (ALP)、チン州のChin National Front (CNF)、カチン州のKachin National Organization (KNO)、カレン州のKaren National Union (KNU) 及びKarenni National Progressive Party (KNPP) である。

カレン族（カイン族）

人口400万。シャン族に次いで多い少数民族である。タイ国境とも近いミャンマー南東部にカレン州（人口179万）がある。州都はモン州側に近いサルウィン川岸のパアン（人口140万）。キリスト教徒も多いが、大多数は仏教徒（76%）。シャン族などが、自らの歴史的郷土に集住しているのに対して、カレン族はビルマ族と分かちがたく混住している³⁵。

カレン族は、もともと強い民族意識をもっていただけではない。しかし植民地時代、イギリスがカレン族のキリスト教化を進め、イギリス流の教育をほどこし、植民地支配に活用した。ビルマ人支配の先兵に活用されたわけで、それがビルマ族との間に対立感情を生んだ。独立後ビルマ族中心の国づくりが進む中で、対抗意識を募らせた。

カレン族指導部はパンロン協定（後述）への署名も拒否し、1947年に設立されたカレン民族同盟（KNU）は1949年に蜂起し、他の少数民族に先導する役割を果たした。彼らは国家に近い組織力を持ち軍隊も強かった。70年代までにモン族、カレン族、カレンニー族、シャン族などタイ国境沿いの少数民族グループによる「民族民主戦線」（NDF）が形成されるが、その中でも中心的役割を果たした。

1995年にマナプロウのKNU司令部が政府軍により陥落するが、2010年に奪還するなど、彼らの抵抗は止まない。他の少数民族グループが次々に停戦に応じる中、64年に及ぶ「世界一長い内戦」が続き、2012年に入ってようやく暫定停戦にこぎつけ、2012年9月現在、最終的な停戦協定に向け協議が行われている³⁶。

戦闘をのがれてタイ側に入ったカレン難民は15万人を越し、越境できずに国境近くのジャングルに留まった避難民は30万とも、60万とも言われる³⁷。

ラカイン族（アラカン族）

人口約200万。ミャンマー西部、ラカイン州（人口330万）の主要民族である。ラカイン族は、かつて独立国「アラカン王国」を形成していた。伝説的な最初の王朝ダニヤワディーが紀元前327年に滅び、8世紀までワイタリ朝、15世紀までレイムロ朝と続き、1430年、最後の王朝ミャウウー朝が成立した。初期には現バングラディッシュのチッタゴン地方も範囲に加えていた。東はアラカン山脈によってビルマ主要部から隔てられ、海洋貿易で栄えながら、ビルマとインド圏の緩衝地帯としての役割を果たした。

そのアラカン王国（ミャウウー朝）が1784年ビルマのコウンバン朝に滅ぼされた。その後、インドを支配したイギリスが1828年、アラカン地方をビルマから奪う。1885年にはビルマ全体がイギリスに植民地化されてイギリス領インド帝国の一部になった。1937年に英領ビルマがインドから分離され、さらに1948年にビルマ連邦が独立するが、アラカン地方はこの間もずっとビルマ領に留まった。

ラカイン（アラカン）族は主に仏教徒だが、アラカン州には70万から120万とも言われるイスラム教徒も存在する。インド圏（バングラディッシュ）に近く歴史的にイスラム教の影響を受けて

きた。これがロヒンギャと言われる集団であり、現在でも国籍がはっきりしない人々が多く、様々な迫害を受け難民化して深刻な問題となっている³⁸。

モン族

モン族は公式人口100万とあまり多くない（ただし、モンの民族組織は400万と主張）。モン州（人口310万）も1万2000km²で、国土の5%を占めるにすぎない。しかし東南アジアにおいてモンはクメールと並ぶ古い民族で、タイ・ビルマ地域の文明に大きな影響を与えてきた。タトン朝やペー朝などモンがビルマ南部平原を支配していた時期もあり、その後も長くビルマ族とこの地域の覇権を争ってきた。ビルマ族としても先進のモン文化には一目置かざるを得ない。丸いビルマ文字はモン文字から生みだされたものだし、この地に上座部仏教（小乗仏教）を広めたのもモンの諸王国だ。ビルマの国家的象徴とも言うべきヤンゴンのシュエダゴン・パゴダはもともとモン王国の建造物だった。シュエモード・パゴダを初め古都バゴーの文化遺産も同様である。

モン族は、ビルマ南部でビルマ族と混住し同化も進んだと言われる。公式にモン族と名乗る人口が少ないのもそのためと思われる。が、モン語話者が急速に減り、建国以来のビルマ族を中心とした国づくりへの反発が高まる中でモンの民族覚醒も強まった。建国以来、モン人民戦線（MPF）が、1962年のクーデター後は新モン国家党（NMSP）が武装闘争を続けてきた。数万に上るモン族難民がタイ領に逃れている。モン州は、ダウエイの深海港、マルタバン湾の天然ガス田からのパイプラインなどがあり、タイにとって産業上重要な州である。タイ政府からの停戦圧力も強く、1995年のミャンマー政府軍攻勢を機に停戦協定に合意した。しかし、それ以後も単発的な爆破事件などが起こっている。

チン族

ミャンマー西部のアラカン山系に住む少数民族。伝統文化の顔の入れ墨が有名。人口80万。チン州の人口は55万。同じ西部でもラカイン州のように海に面しておらず、焼畑や段々畑など、より伝統的な生活を維持している。

カチン族

カチン族は、ミャンマー北部に住む人口50万の山岳民族で、主にキリスト教徒。ミャンマーの北端となるカチン州（人口160万）は中国と長い国境を共有し、西側はインドと接する。1962年の軍事クーデター以後、カチン独立機構（KIO）の下にカチン独立軍（KIA）を組織して戦ってきた。1994年に停戦合意がなされるが、新憲法下の国境警備隊編入などに反発して、2011年6月に停戦合意破棄。武力対立が再開するとともに5万人以上の難民が発生し、中国側にも1万7000人が脱出しているという³⁹。

カヤー族（カレンニー族）

カレンニー族は、ミャンマー東部、カヤー州一帯に暮らす少数民族。カレン族とも近縁関係がある。首長族などもカレンニー族に属すると言われる。人口14万人。カヤー州の人口は16万人。カレンニー民族進歩党（KNPP）の下、カレンニー軍（KA）を組織し、分離独立を求めてミャンマー軍政と戦ってきた。多くの難民がタイ領に流出している。

連邦主義への展望

軍事独裁に対する解決が民主主義であるように、少数民族問題への解決はさしあたり連邦主義だと言えるだろう。シャン族の有力公国の王族に生まれ、家族ともども迫害されカナダでビルマ民主化と少数民族自決を支援したチャオツアング・ヤウンゲは次のように言う。

「民族的抵抗組織の間で、1970年代初め頃から、連邦主義の理念を採用するという合意ができていた。連邦のすべての国民と少数民族が一つの旗の下、真に連邦的な枠組みの中で共に生きるという合意である。1988年のピープルズ・パワーの闘いの後、1990年代初め頃には、民主化運動のあらゆる勢力内で、連邦主義が共通のゴールであるという合意ができた。軍部を除き、パンロン会議とその精神についてビルマの諸政治勢力の間で、民主的な連邦国家としての国の再建に広いコンセンサスがあると言える。」⁴⁰

1947年にビルマがイギリスから独立する際、最初に目指された政体はこの連邦主義（federalism）であった。1947年2月、シャン州のパンロンで開かれた「パンロン会議」で、独立運動の指導者たちは、少数民族の代表らとともに連邦主義を基本とした独立ビルマの方向を確認した。ここで大きな役割を果たしたのが当時32才でビルマ・プロパー（ビルマ族を中心としたビルマ主要部）を代表したアウンサン将軍（スーチー氏の父）である。彼はこれをもとに連邦憲法（Union Constitution）の基本方針を策定し、同年5月、彼の政党「反ファシスト人民自由連盟」（AFPFL）の党大会で決議した。暗殺される2ヶ月前である。

その党大会で行った長い演説の中で、アウンサンは次のように言っている。

「我々が新しいビルマをつくる時、それを連邦制（union）としてつくるべきか、単一制（unitary）としてつくるべきか。私の意見では、単一制国家をつくるのは現実的ではない。我々は民族的少数者の権利を擁護する適切に律された規定をもつ連邦制をつくらなければならない。」⁴¹

Unionを連邦制と訳した。unionは連合とも訳せるが、しばしば連邦の意で使われ、アウンサンもここでunitaryに対するfederalの意で使っている。公式な日本語訳でもその後成立したUnion of Burmaを「ビルマ連邦」としている。ただし、unionは、分権のより徹底したconfederation的な意

味も含まれる。アウンサンは前記演説で、シャンなどパンロン会議に代表を派遣した少数民族をビルマ語でpyidaung (nation、つまり国家を形成しうる「民族」と呼び、次のようにも言う。

「自決権とは、民族がその意志によって生活をつくっていけるということである。自治を基礎に生活を行っていける。他の民族と連邦的 (federal) 関係に入る権利をもつし、完全な分離への権利ももつ。」⁴²

アウンサンが少数民族が連邦から離脱する権利までも認めていたとすれば、その国家理念は連邦を超え、後述する同盟 (confederation) のレベルにまで達することになる。

連邦主義

連邦主義 (federalism)、そしてその実現国家形態としての連邦制 (federation、federal state) について、ここで詳しく立ち入らないが⁴³、とりあえず、集権と分権の中間に位置する国家形態と考えていく。完全な中央集権 (単一制) でも完全な分権自治でもない。そこに、いろんな度合いの集権・分権の組み合わせが含まれるが、それを概括して連邦制ととらえる。アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ドイツ連邦共和国、スイス、インド共和国など多くの事例がある。

敢えて言うが、根源的な権力は中央政府が握っている。州など下部単位に一定の自治を保証するが、軍事、外交など国家にとって根源的な機能は中央政府が握り、国際社会の中ではひとつの国家として機能する。近代の、よく使われる表現ではウェスファリア体制以降の世界は、圧倒的に主権国家の世界であり、連邦制よりゆるい分権統治機構が入りこむ隙はあまりなかった。内部で一定の自治は認めても、外部に対してはやはりひとつの主権国家にまとまる。

一元的統治の国家は単一制 (unitary) であり、日本、フランスをはじめ多くの主権国家がこれに含まれる。中間段階が既述の通り連邦 (federation) であり、それをさらに分権化した緩い結合は同盟 (confederation) とされる。

連邦と同盟の境はあいまいだが、一応、同盟は各構成単位の自治が強く、基本的には自立している。その構成単位の自由な意志によって同盟に加わったり離脱したりできる。古くは例えばハンザ同盟や、神聖ローマ帝国地域に成立した統一以前のドイツ同盟 (1815-1866)、アメリカ独立から憲法制定までの短い間 (1777-1789年) に存在した同盟協約 (Articles of Confederation) による北アメリカ統治体、アメリカ南北戦争時の南軍諸州の南部同盟 (Confederate States of America, 1861-1865) など、いろいろ事例を考えることができる。多くの場合、特殊な条件の下にできた過渡的な連携体である。今日の国家の中で例えばスイスは国家名の中にConfederation (ドイツ語ではEidgenossenschaft) という言葉を使っているが、各カントン (州) が自由に離脱できない主権国家なのだから、実質は連邦制である。

興味深い事例がヨーロッパ連合 (EU) である。各種議論はあるが、意外と典型的な confederationに近い。各構成単位の自立性が極めて高い、というより典型的というにはあまりに

典型的な主権国家であり、それを基礎としながら、通貨、経済政策、出入国管理、直接選挙、議会機能、司法機能に至るまでかなり緊密な同盟関係を結んでいる⁴⁴。エレイザーはEUを次のように位置付けている。

「ヨーロッパ共同体（EC）は、1994年1月1日、ヨーロッパ連合（EU）として本質的に同盟（confederation）になった。変化の公的承認は同盟（confederal）的結合以上のものを約束するかのような名称 [Union] に反映され、連邦主義者、同盟主義者双方を満足させるように見える。それは新しい現象の最も先進的・包括的な事例である。アメリカ合衆国が1787年の憲法により近代連邦制のモデルになったように、ヨーロッパ連合が、その各種条約下で、ポストモダン同盟主義のモデルになることが期待できよう。」⁴⁵

今後もEUに注目していく必要はあるが、当面、今日的な国家の主役はやはり単一制と連邦制である。少しでも分権を強化した国家形態を求めたら、まずは連邦制が視界に入ってくる。

イギリスのビルマ統治

ビルマの前身は必ずしも統一国家ではなかった。大英帝国到来以前から、諸王国間の戦争は絶えなかったし、植民地時代、イギリス帝国は、今日のミャンマー領域を4つの別々の「国」として統治していた^{46 47}。チンランド（現在のチン州、インドのミゾラム州、ナガランド州他を含む）、シャン連合国（現在のシャン州など）、カチンヒル（現在のカチン州など）、そしてそれ以外のビルマ・プロパー（主に現在「管区」がおかれているビルマ族主体の平原部地域）である。それぞれの被植民地「国」は独立した憲法をもち⁴⁸、別々に統治された。特に少数民族地域は、例えばシャン連合国の中で封建領主的な「公国」（Saopha）の支配を認めるなど、それぞれの植民地特有の統治体制がとられた。

だから、ビルマ連邦独立に際して、これら少数民族地域は独立ビルマ国家に含まれない可能性も充分にあったし、独立はビルマ・プロパーだけで、少数民族地域は独立できない可能性もあった。こういう中で少数民族との連携をとり統合したビルマ独立を目指す困難な課題を遂行しようとしたのが1947年のパンロン会議だった⁴⁹。その課題をやりとげたアウンサンや少数民族代表らの功績は高く評価されるが、同時に、当時の自立性の強い少数民族を国家にまとめ上げるため、離脱の権利までも認めた同盟に近い連邦制が提示されていたこともここで確認しておく。

1947年憲法

1947年2月のパンロン会議から7ヶ月で、同9月のビルマ憲法制定に至った。世界では冷戦がはじまり、ビルマ国内でも共産党が革命に向けた武装闘争を開始しようとしていた。イギリス植民地政府側に立ち戦後の情勢変化に危機感を抱いたカレン族も「カレン民族同盟」（KNU）を結成し、70年近くになる「世界一長い内戦」がはじまろうとしていた。この混乱に満ちた重要な時

期、アウンサンが政敵により暗殺されてしまう（7月19日）。いっしょに居た主要リーダーら6名も殺され、新生ビルマをつくる有力人材が失われた。その混乱の中、新憲法が性急に準備され9月24日に制定される。この憲法は欠陥が多く、パンロン会議の成果もほとんど取り入れられなかった。サコングによれば次の通りである。

「アウンサン暗殺後、（憲法案作成を担当した）ウチャンタムは合意されていたすべての連邦制の原則をくつがえした。彼の憲法バージョンによれば、ビルマ・プロパー、つまりビルマ族は自ら別の民族州（national state）をつくるわけではなく、その民族的権力をビルマ連邦全体の主権と結びつけてしまう。従って、ビルマ族という一つの民族集団が立法、司法、行政の国家主権を握り、それぞれ民族州をつくる他の民族集団は、ほとんどビルマ族ブロックの『家臣州』のようになってしまった。このような憲法構造は、民族平等の原則に基づいてパンロン協定に署名したチン族、カチン族、シャン族はもちろん、他の少数民族にとってもとうてい受け入れられないものであった。」⁵⁰

前出ヤウンゲは、この1947年ビルマ憲法を、英国のイングランドとスコットランドなどとの関係に例えている。

「制定された1947年連邦憲法は、非ビルマ族指導者の視点からすると、連邦制ではなく中央集権もしくは準単一制であった。ビルマ・プロパーは主管州（mother state）、ビルマ語でPyi-Maの立場もしくは地位を占める。これは（英国の）イングランドという主管州とスコットランド、ウェールズの関係に似ている。他の7州は連邦内の平等な構成員ではなく、よく言っても半自立的であり、ビルマ主管州に対し個別に従属する構成体であった。その地位と権限は彼らの州憲法で規定されるのではなく—そんなものはなかった—、究極的には主管州ビルマ・プロパーの連邦憲法によって規定された。」⁵¹

ここで触れられているように州憲法がないこともパンロン協定からの大きな逸脱だった。アウンサンらは、各州が自立し独自の憲法をもった上で連邦に加わる真正な連邦主義をかかげていた。州の権限も国の憲法が規定するのは、単一制国家憲法の特徴である。また、連邦議会の民族院についてもパンロン協定の合意が無視された。各民族が平等の数の議員を民族議会に送り、各少数民族の意見を反映させやすくする。それが、実際の憲法では、単純に人口数に応じた議員数となり、民族院の意味が大幅に消失した⁵²。

連邦を離脱する権利

1947年ビルマ憲法は、多くの点で連邦主義を破棄したが、奇妙にも「連邦離脱の権利」の条項だけは維持していた。10章201条に「本憲法で別に規定された場合を除き…(中略)…各州は、以

下に記された条件に則り連邦から離脱する権利をもつ」と規定している⁵³。条件とは、憲法制定10年たってからに限る、州議会の3分の2以上の賛成と住民投票での決議が必要、などである。

連邦を離脱する権利というのは、通常の連邦国家の憲法には入らない規定である。連邦憲法の手本であるアメリカの憲法にもそうした権利については言及がない。実際、アメリカは南北戦争において離脱した南部諸州と過酷な戦争を闘い、離脱を押しとどめたのである。ただ、戦後世界で影響力を強めていたソ連（ソビエト社会主義共和国連邦）の憲法に離脱の権利が書き込まれており、ユーゴスラビア連邦人民共和国の憲法にもその条項があった。アウンサンはこうした社会主義国からの影響を受けて連邦離脱の権利を提案したふしがある⁵⁴。

当時の混乱した状況、前述の植民地時代からの分割統治の歴史、自立性の高い少数民族地域の人々の意識などから、ビルマが統一した国家として独立するためには、少数民族が自由意思で連邦に参加する権利と、自由にそこから離脱する権利を保証する必要がある。2000年代、軍政による新憲法制定の動きに対抗して、亡命民主化運動・少数民族組織らの間で別の憲法案を提起しようとする動きが強まったが、「国民民主連盟—解放地域」（UNLD—LA）のサクホン事務局長が提起し、諸組織の合意の下に2005年2月の会議で提示された「将来のビルマ連邦にむけた基本原則」は次のように論じている。

「このような（離脱の権利）原則は、建国の時点においては国のまとまりの生命線であった。こうした原則がなければ、統一した国家は決してつくられなかっただろう。それゆえ、これらの原則は国の再建のためにも何らかの形で手助けとなることが期待される。」⁵⁵

しかし、同時に離脱の権利は、内戦が続く中で、国家崩壊の恐怖を人々の間に巻き起こし、軍部が力を拡大していく格好の理屈を与えてもきた。連邦離脱の権利は、民族自決の観点から時に有効な力を発揮するが、例えばユーゴスラビアの崩壊時にみられたように、ある条件下では悲惨な結果をもたらす場合もある。アメリカでさえ、南部諸州の離脱と南北戦争の困難から多くを学ばねばならなかった。優勢な主権国家が対立する時代に、この離脱の権利は慎重に取り扱われる必要がある。前述文書の次のサクホンの総括に、その辺の苦渋が表れている。

「連邦形成時に重要だったもう一つの原則『離脱の権利』も〔新憲法の草案から〕除外する。1947年憲法に『離脱の権利』が挿入された理由は、とにかくパンロン会議で平等のパートナーとして連邦に加入した非ビルマ族少数民族の権利を守るという一点のためである。『離脱の権利』はしかし、一方で少数民族の権利を守ることに失敗し、他方で一党独裁（ビルマ社会主義計画党）と軍事独裁政権（1962年の革命評議会から現在の軍政まで）が台頭し民衆の権利を踏みにじる結果をもたらした。ネ・ウィン將軍は1962年3月2日、『離脱の権利』の危険を口実に〔クーデターで〕政治権力を握った。『離脱の権利』を名目に内戦が生み出され、たたかわれた。それにより50年にわたり少数民族の人命、自然資源に甚大な被害がもたらされた。『離

脱の権利』の存在ゆえに「強い軍隊なしには連邦は崩壊する」との理屈が幅を利かせ軍事独裁政権がつけられた。したがって、『離脱の権利』を強調するよりは、その本質である「民主主義、平等、自決」の権利の保護を明記する新しい憲法をつくった方が連邦と国民に意味があり、未来世代の生存と繁栄を保障するのである。」⁵⁶

独立後の3つの憲法

1947年以降の憲法の歴史は波乱に富んでいる。1962年に軍事クーデターで権力を握ったネ・ウィンが、1947年憲法を停止した。1974年になってビルマ連邦社会主義共和国憲法が制定される。これはビルマ社会主義計画党（BSPP）のみの単一政党制を規定するなど独裁色が強く、大統領に着いたネ・ウィンの独裁体制を支えた。

1988年の民主化運動（8888民主化運動）でネ・ウィンは退陣するが、すぐ軍部の再クーデターが起こる。ここで1974年憲法も停止された。国家法秩序回復評議会（SLORC。1997年に国家平和発展評議会SPDCに改組）が全権を掌握し、ミャンマーでは2008年まで憲法のない状態が続く。クーデター時に総選挙を公約したため、1990年5月に総選挙を行い軍政側が大敗、アウンサンスーチーらの国民民主連盟が圧勝した。「誤算」に気付いた軍政は、「新憲法を制定してから」という理屈で議会招集を拒否し、民主化勢力弾圧を続ける。

1994年以降、新憲法制定に向けた国民会議が断続的に開かれ、テインセイン政権への移行後の2008年5月に新憲法案の国民投票が行われ可決された。ミャンマー戦後史における3つ目の憲法となる2008年憲法は議会の4分の1を軍関係者枠にあらかじめ指定するなど不十分さをもつが、この体制下で第1節でみた通り徐々に民主化の動きが進行している。憲法改正には、議会での4分の3以上の賛成、国民投票で有権者の半分以上の賛成が必要である。

統合と分権

統合が進みつつあるEUで、逆説的だが、地域主義が強まっている⁵⁷。スコットランドは2014年にイギリスからの独立を問う住民投票を行う予定である。すでにスコットランド、ウェールズでは独自の議会をもつなど、ある程度の自治を行使している。ベルギーでは1993年に、ブリュッセル、フランダーズ、ワロンの3地域を基礎に連邦制が生まれ、今なおオランダ語圏の分離主義の主張が根強い。スペインのカタルーニャ、バスクなどで自治政府の権限伸長が著しく、イタリア、フランスでも同様の動きがある。

ヨーロッパは統合されつつあるのか、それとも分裂しつつあるのか、わからなくなってくるが、そう問題を立てることが実は間違っている。両方が同時に進行しているのである。より広域に統合する条件が整いつつあるから、分権への志向が安心して表明・実施できる。主権国家の存在が徐々に相対化されてきている。国家の線引きだけが絶対ではなく、より大きく広く統合していけるし、内部により強く分権化してもいける。そのような複合的な視点で今日のEU、さらに世界各地の様々な統合と分権のせめぎ合い模様を理解していく必要があるだろう⁵⁸。

このような構図からミャンマーを見れば、分権的な連邦主義に展望を見出そうとするミャンマーにとって、ASEAN、拡大メコン圏（GMS）をはじめ地域協力の進展⁵⁹は大きな意味をもつ。各国が主権国家の枠組みのみに依拠し、孤立・対立する状況が続く限り、あらゆる国は国家の堅固な一体性を守ろうとする。内部に分権を許す「緩い」国家機構は受入れられない。少数民族を国民に一体化せよ、という考えが強まり、分権を認めれば国が崩壊する、という恐れを人々の間に高める。私たちは、国家の枠組み中心で考えることの悲惨な帰結をかつて経験したし、現在また領土問題などでその感情が高まる危険を感じている

国を超えて緩い連携の秩序が成長するところに、安定した地方分権と少数民族の自治が機能する空間が生み出される。多様な民族の自治が共存する連邦国家など絵空事ではないか、という危惧が当然あるだろう。確かに国内だけを考えればそれは困難な道だ。しかし、回り道のようにだが、統合の広い国際秩序の中で国内分権や少数民族の自立を展望する視点に立てば、可能性が広がる。

4、経済開発への展望

加熱するミャンマー・ブーム

2012年4月、ミャンマーのテインセイン大統領が同国首脳としては28年ぶりに来日し、野田首相とも会談した。日本は、1987年以来凍結していた円借款を再開し、延滞債務約3000億円の返済を段階的に免除する方針を表明した。会談の中では、後述ティラワ経済特区への円借款も合意されたと伝えられる。

2012年1月の枝野幸男経済産業大臣の官民ミッションの派遣あたりから企業のミャンマー詣でも活発になり、「連日、対応できないほどの視察団ラッシュが続いている」とジェトロ・ヤンゴン事務局長の「悲鳴」⁶⁰が伝えられている。同年8月には、外務省や経団連等が連携してミャンマー進出を支援する「ミャンマーに関する官民連携タスクフォース」を創設し、ジェトロは9月に「ビジネス・サポートセンター・ヤンゴン（BSCY）」を現地に開設し、進出企業に一時的事務所を提供するほか、コンサルティングなどの支援を開始した⁶¹。同じく9月から三菱商事が首都ネピドーに駐在事務所を開設。丸紅、三井物産など大手商社4社もすでに設置済みで、秋には開設予定の伊藤忠商事や双日を含め7社が出揃う見通しである⁶²。

2012年6月29日の産経新聞によれば、NTTデータがヤンゴンに50人規模の開発拠点を設ける予定で、タイの洪水で被災したパイオニアもミャンマーに生産拠点の開設を検討中。ユニクロは翌年にも縫製工場を設ける意向で、クボタはミャンマーが稲作国であることから農機輸出の有望市場と位置づけ、伊藤園は「お〜いお茶」など清涼飲料を売り込む合弁会社をつくる予定で、コンビニのローソンも大手の先頭を切って2012年度中に1号店を出す計画という。かつて進出して撤退した企業でも、「味の素」が2000年以来休眠していた生産拠点を再開予定、2010年まで小型車や二輪車の組み立て年間数百台を生産していたスズキは、再び合弁会社を設立する方向で調整中である⁶³。インフラ関係では、10件以上の大型商談が進行中であることが9月末までに明らか

になっており、これには、丸紅、住友商事などによるヤンゴン周辺のカス火力発電所、東洋エンジニアリングや三井物産などの上下水道整備、丸紅と川崎重工業によるセメント工場の計画などが含まれる⁶⁴。

民主化と経済改革に乗り出したミャンマーを経済的に支援することは重要である。国際協調の中で、ミャンマーの人たちが豊かになっていくことが、この国の民主化を保証し国内の民族対立を緩和させる。しかし、ブームにあおられ、儲けしか頭になくなっては困る。2012年9月にアメリカを訪問したスーチー氏は、コロンビア大学での講演で、以前から活発に進出している中国について次のようにコメントした。「(中国とビルマの) 人々同士の関係が以前ほど良くないのは在ビルマ中国企業のせいではないか。多くの国民は『中国のビジネスマンは我々のことなど念頭にない』と感じている。」⁶⁵

日本も気をつけなければならない。かつて1970年代、急速な東南アジア進出で「エコノミックアニマル」と批判されたことがある。太平洋戦争中に日本がビルマに侵攻したのも、(アウンサンらが期待したように) ビルマ国民の独立を支援するためだったとは思えない。国内で社会的貢献などの倫理・活動を積み重ねてきた日本企業だ。国際社会でも良識ある対応で範を示してほしい。

国境貿易

ミャンマーの今後の経済発展を展望する上で、2つばかり興味深い動きをまとめておきたい。一つは国境貿易、もう一つは経済特区である。

これまでミャンマーでは、経済制裁の影響で正面からの「国際貿易」が停滞する中、辺境の国境地帯で中国やタイとの活発な「国境貿易」が行われてきた。産業立地も進み、辺境が先進経済化するという奇妙な現象が生まれている。

例えば、ミャンマーの各地域ごとの一人当たり消費支出をみると、上位3地域はシャン州東部、タニンダーイー管区、カイン(カレン)州と、いずれも中国雲南省やタイと接する国境地帯であった。シャン州東部は辺境の山岳地帯である。しかしこの2001年の一人当たり消費支出は10,095チャットであり、都市部のヤンゴン管区6,565チャット、マンダレー管区5,121チャットの2倍近い額を示している。まさに「貧しい中央、豊かな辺境」という現象がおきている。工藤によれば「中央のヤンゴンやマンダレーから遠いこれらの地域は、経済状況からみればむしろ先進地域であるとも言える。一般に「辺境」と位置づけられるミャンマーの国境地帯は、近隣諸国を含む広域経済圏一すなわち、メコン地域一の視角からみれば、むしろ成長地域に近接する開発のフロンティアと言うべきだろう。」ということだ⁶⁶。

国境貿易とは、もともと辺境の国境地帯で、異なる国になってしまった住民同士の間で、細々で行われる交易のことだった。しかし、ミャンマーに関する限り、これが主要な貿易にのし上がり、特に中国との貿易などは生命線と言われるまでになっていた。IMF統計によれば2007年現在、ミャンマーにとり中国はタイに次ぐ2番目の貿易相手国(輸出相手国として3位、輸入相手国として1位)である。しかし、中国とミャンマーの貿易は香港、シンガポールなどを中継する

場合も多いので、ミャンマーにとって中国は最大の貿易相手国になると推定される⁶⁷。その中で、中国からミャンマーへの国境貿易を通じた輸入は9億1540万ドルで中国からの輸入総額の46.3%を占める（2008年）。一方で中国への国境貿易を通じた輸出は4億4140万ドルで、中国への輸出総額の71.6%を占める⁶⁸。ミャンマー側の統計が不完全なので、畢による中国側の通関統計を使った分析による。貿易の相当部分が陸路を通じた国境貿易で行われていることがわかる。

ミャンマー・中国2160キロの国境線には主要なものだけで11の国境ゲートがある。その中でもかつての「援蒋ルート」のひとつ「ビルマ・ロード」沿いにある瑞麗・ムセ国境ゲートが、貿易総額3億9990ドル（輸入3億7320万ドル、輸出2680万ドル）と、中国との国境貿易全体の52%を占める（輸入で66%、輸出で13%）⁶⁹。ここがいち早く少数民族武装勢力の影響を断ちきり、中央政府が力を入れる国境ゲートとなったことが大きい⁷⁰。

中国では、鉄道・高速道路網などのインフラ整備が急速に進んでおり、今まさに活発化しようとするミャンマー経済の中で、対外貿易がメーソート・ミャワディーなどタイ側の国境ゲートからさらに中国側に移行するのではないかという懸念がタイなどから出されている⁷¹。タイ側にメーソート経済特区を早急につくること、拡大メコン圏（GMS）協力にも入っているタイとミャンマーを結ぶ東西回廊の整備を急ぐこと、などの方向が訴えられている。そうした中で、後述するように、ミャンマー南部のタイに近いダウェイでの港湾整備と「東南アジア最大」といわれる経済特区づくりの動きにも弾みがついている。

国境経済圏

国境貿易の盛んな地域で、保税區、自由貿易区などを設置して地域全体の経済が活発化する動きがみられる。瑞麗・ムセ国境では、中国側に2000年に姐告国境貿易区、ミャンマー側に2006年に自由貿易区（105-Mile Trade Zone）が設置された。共に一種の自由貿易区で、関税や法人税などが免除され、外国資本が入りやすい各種優遇措置が取られる。

姐告は中国側の国境の街である。しかし、川（瑞麗江）で隣接する主要都市、瑞麗から隔てられている。姐告国境貿易区（面積3.14km²）は、この飛び地のような場所につくられた関税特区である。中国の国境内にありながら税関の外側になることから「境内関外」管理モデルと言われ、中国で初の試みである⁷²。中国内地から姐告に入る貨物は川のところで中国税関を通る（輸出扱いになる）。ミャンマー側から姐告に入る貨物は中国の税関を通らない。人の出入国管理は本当の国境（ムセと姐告の間）で行われている（人の出入国もかなり自由になっている）。姐告国境貿易区はどちらの国から見ても関税的には国外のような場所になり、税制など各種優遇があり、規制も少なく、「別天地」のようなところで自由な交易ができる。各国のいかなる商品も区内で展示・販売することができ、通常貿易、加工貿易、トランジット貿易、国際経済技術協力などの業務を行なえる。国境貿易区内で企業を設立すれば、3年間は法人税が免除され、その後2年間は半額になる。中国国民と外国企業の合弁会社を設立することもでき、人民元での投資も認められる。

2000年にこの「境内関外」が開始されると、同年度の姐告国境貿易区輸出入額は38%増え、15.2億ドルを記録した。貨物輸出入総量も22%増で28万トンとなった。人の往来も増え、「今や姐告は雲南省最大の国境貿易と観光のための国境ゲートに成長している」⁷³という。

姐告国境貿易区の成功に促され、ミャンマー側でも2006年、自由貿易区（105-Mile Special Trade Zone）がつくられた。国境から105マイル離れたところに検問所を置き、中国側の「境内関外」と同じような特区をつくった。こちらでも同様の経済効果が表れ、ムセは「ミャンマー最大の陸路国境ゲート」、ムセ自由貿易区は「ミャンマーにおける最大規模かつ政策的にも最も優遇された対外貿易区」となり、ミャンマーの陸地輸出入貿易総額の50%、国境貿易総額の75%を占めるまでになった⁷⁴。

国境産業の進化

国境を越えただけで、人々の表情から街の様子、さらには物価の高低や貧しさの度合いまで変わるのを経験した人は多いだろう。基本的に国単位に動いている今日の経済の中で、国境は大きく異なる経済条件が近接する特異点だ。国境をまたいで何も人間活動が交差しなければ、そこは単なる境界の停滞地だ。しかし、そこに経済交流が可能になれば、異なるレベルの経済条件が結合され、価値ある経済活動が発生する。賃金の違い、原材料の種類の違い、物価の違い、インフラの度合いの違いなどがあれば、そこにビジネスチャンスが生まれる。

2つの国の国境が充分に開かれ、貿易、投資が活発・大規模に行われている状態なら、何も国境だけで貿易や産業立地が進む必然性はない。むしろ企業は大消費地に近い、熟練労働者を得やすい、インフラが整っている国の中央・都市部に向かうだろう。この辺の考察から工藤は、国境産業の盛衰を定式化する発展段階論を提示している。

第1段階が閉鎖経済である。鎖国状態で国間の経済交流がない。冷戦時代のインドシナ地域ではこのような状態は珍しくなかった。交流がないから貿易はなく国境産業も育たない。第2段階が、現在の国境経済の時代である。国境をまたいで隣接する地域間に国境貿易がはじまる。タイとミャンマーのように大きな賃金格差がある場合、タイの資本はミャンマー側から通う低賃金労働者を当てにして国境地帯に工場を立地させる。しかしインフラその他条件がいいのはタイ側だからタイ側の国境地帯に工場を立てる。これが国境産業全盛の第2段階。そして第3段階が下記の通りである。

「第3段階に入ると、経済統合はいつそう進み、国境を越えたヒトやモノなどの自由な移動が促進される。2つの国があたかもひとつの国のように完全に統合された場合、ヒト、モノ、カネ、技術、情報などの生産要素は両国を自由に動き廻る。この段階になると、企業には両国のどこにあっても生産要素を等しく入手できる可能性が開かれるわけで、企業は両国の全土を対象に最適な生産拠点を探して立地しようとするだろう。この場合、一般に境界と位置づけられることが多い国境地帯が、最適生産地として企業から選ばれることはほとんどないと思われ

る。」⁷⁵

なかなか見事な国境産業進化論である。この定式化にそって考えれば、現在は国境産業のピーク時ということになる。現在、ミャンマーは大規模に国境を開き、貿易や投資の活発化を図っている。今後は国境貿易や国境産業は相対的に重要性を減じていく可能性がある。しかし、この地域は陸路でしか結ばれていない諸国も多い。そうしたところで国境地域の優位性は残るであろうし、国境から生まれる局地経済圏が広域全体の統合に影響を与える過程も観察されていくだろう。

経済特区

2012年9月2日、ヤンゴンのビルマ語週刊新聞「Voice」が、日系3社とビルマ政府が共同でヤンゴン近くのティラワ経済特区を開発することで合意、と報じた⁷⁶。三菱商事、丸紅、住友商事の3社が49%、ミャンマー側もミャンマー商工会議所連合会が音頭をとる共同出資の株式会社が51%を担う。2週間前の地元英字紙によれば、同連合会長のウ・ウィンアウン氏がインタビューにこたえ、「[ミャンマー南部の]ダウエイ経済特区では、地元勢はマックス・ミャンマー社だけが特区開発を担っていたため事業が滞ってしまった。このような大規模プロジェクトは広範な参加を確保して事業を進める必要がある。」と語った⁷⁷。

ティラワ経済特別区（Thilawa Special Economic Zone）は、ヤンゴンより23キロ下流、ヤンゴン川河口近くのティラワ港に隣接して計画された2400ヘクタールの広大な工業団地だ（羽田空港の2倍）。2012年4月のテインセイン大統領来日時に、日本政府は、同港湾整備などに25年ぶりの対ミャンマー円借款を提供することに合意している。光ケーブル、次世代電力網など最先端のインフラをそろえた「スマートシティー」として開発する意向も日本側から出ている⁷⁸。

上記で「滞ってしまった」と苦言を呈されたダウエイ経済特区だが、2012年9月29日になってロイター電が「特ダネ」と称して新しい動きを伝えた。日本から32億ドルのローンが出るまでつなぎの短期融資をバンコク銀行、シャム商業銀行などが出すことになった、という⁷⁹。

ダウエイは、マレー半島の付け根あたりアンダマン海（インド洋側）に面した地方都市。タイのバンコクからは300キロしか離れておらず、ヤンゴンからよりも近い。ここに大規模な深海港ができれば、東南アジアの東と西をまたぐ交通・輸送が格段に便利になる。ミャンマー内6つの経済特区のひとつに指定され、500億ドル、255km²の大規模開発計画が策定された。面積にしてティラワ経済特区の10倍以上で、製鉄、石油化学、造船、パルプ製紙、発電、肥料などの工場が計画され、特にタイと結ぶ道路・鉄道などのインフラ整備も強化され、動き出せば「東南アジア最大」のプロジェクトになるという。タイの建設会社に発注されていたが、資金確保に手間取り長らく進展がなかった。そこでタイの銀行が短期ローンを設定し、日本側からの大規模参入を待つことになったというのだ。「タイ政府も全面的に乗り出してきた。次のステップは日本を呼び込むことだ」と特区責任者が語る。日本側もむろん熱心でない訳がなく、タイのスバナジャタ駐ミャンマー大使は「今年中には大きな進展があるだろう」とコメントしている。

工業団地から経済特区へ

すぐ考え付くだろうが、その町の産業を活性化しようとしたら、工業団地やビジネス・パークのようなものをつくって企業を誘致する。場所だけでも確保して、安く売るか貸すかする。高速道路や国道の近く（あるいは港湾や空港があればその近く）にその「場所」はつくられ、電気、上下水道、工業用水、汚水処理などのインフラも整えられれば企業にとって魅力が出てくる。法人税の軽減・免除その他政策的な優遇策が付け加えられる場合もある。さらに発展させれば経済特区、自由貿易区、保税區、輸出加工区など益々インセンティブの大きい「場所」になる。

日本でもこのようなプロジェクトが各地で行われ、大規模総合開発などでは国が率先して音頭を取った。経済に慣れていない軍政のミャンマーだったが、社会主義の伝統はあり、国がこうした政策をある程度行ってきた。1990年頃から、特にヤンゴン郊外での工業団地（industrial zone）の造成が始まり、1995年設立のミャンマー産業開発委員会（MIDC）がそれを先導するようになった。1990年代後半に全国18の工業団地計画が策定され、その後2003年までに5ヶ所が追加された⁸⁰。2005年までに23の工業団地内で8,463の企業が稼働するという政府統計がある。しかし、その多くは零細な家族企業で、工業団地のスペースはなかなか埋まらなかった。

この時期に設立され比較的成功的な工業団地としてミンガラドン工業団地がある。ヤンゴンの北23km、ヤンゴン空港からも近い90ヘクタールの敷地。三井物産とミャンマー建設省住宅局が共同出資して開発、1998年に第1期工事分が営業しはじめた⁸¹。縫製業、食品加工、電気電子部品などの工場が入ったが、その後経済制裁の影響などで入居数は伸びない。2006年に三井物産は撤退、シンガポール系の会社が引き継いだ。昨今のミャンマー・ブームの中で、ようやく2012年3月第1期区画分が外資系企業などで満杯になった⁸²。ただし、予約・交渉中の企業も含めてであって、工場建設、稼働は先の話。今回の調査で視察したが、広大な敷地のかなりがまだガラガラだった（写真6）。

新憲法下の議会が開催される直前の2011年1月27日、経済特区法（Special Economic Zone Act）が公布された⁸³。工業団地の経験を踏まえて、より整備された体制で特区を運営する。まずは、ティラワ港（ヤンゴン管区）、モーラミヤイン（モン州）、ミャワディー（カイン州）、パアン（同）、キャウクピュー（ラカイン州）の6地区が指定され、外資導入を目指している。以前の



写真6 比較的古いミンガラドン工業団地であるが、まだガラガラのところも多かった。2012年8月。

工業団地でも法人税の8割引などの優遇策がとられていたが、今回の経済特区法のもとで、外資は業種により1年から8年の間、法人税が免除される。製造・通信分野は5年、ハイテク業種は8年の免除だ。輸出加工区の機能も想定しており、海外から原材料を輸入して加工し、それをまた国際市場に売ることができる。海外売り上げ分の利益について一律に5年間の免税、次の5年間に50%引き、その次の5年間に25%引きにする規定もある⁸⁴。

以上、ミャンマーにおける民主化の動きを見る中で、課題、展望を検討した。劇的な変化は生まれているが、決して前途は容易ではない。特に少数民族問題は心配だ。しかし、その問題も、内外に国際協調と統合の動きが強まり、経済が順調に伸びることで、いわば外延的に解決、とは言わないまでも軽減していけることを、本稿では示そうとした。国内において具体的にどう手をうち、どのような法的・制度的合意をつくるかは内部の人間にしかできない困難な課題だ。しかし、統合を強めつつある国際社会に生きる私たちも、そうした局面で果たせる役割を果たし、間接的にでも、一国内によりよい生存条件が生まれてくるような支援ができるはずである。国と国とがいがみ合い、民族が争う状況は至る所で続いている。そこに人と人のつながりと経済交流、そして皆がともに豊かになっていける国際秩序をつくり出すことによって私たちは前進していけるだろう。

(出典、注)

- ¹ 「オバマ氏、スーチー氏の「勇気と決断力、個人的な犠牲」を称賛」『産経新聞』2012年9月20日。
- ² 藤谷健「ミャンマー、民主化アピール」『朝日新聞』2012年9月28日。
- ³ “Burma Frees High-Profile Dissidents in Amnesty”, *BBC News*, 13 January 2012
- ⁴ Victoria Bruce, “Visa, Mastercard on the Way, Says Banker,” *The Myanmar Times*, August 13-19, 2012, p.19.
- ⁵ Ei Ei Toe Lwin, “Censorship ends but free press uncertain,” *The Myanmar Times*, August 20-26, 2012.
- ⁶ Nan Tin Htwe, “Two Journals Suspended Indefinitely,” *The Myanmar Times*, August 6-12, 2012
- ⁷ 工藤年博「ミャンマー新政権のゆくえ」、工藤年博編『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』アジア経済研究所、2012年、p.333.
- ⁸ 工藤年博「コラム：異説—なぜ改革ははじまったのか—」、工藤年博編、同書、p.339.
- ⁹ V. I. Lenin, *Collected Works*, 4th English Edition: “The Collapse of the Second International,” *Journal Communist*, No. 1-2, 1915, Translated from Russian, edited by Julius Katzer, <http://www.marx2mao.com/Lenin/CSI15.html#s1>
- ¹⁰ Anne Booth, “The Burma Development Disaster in Comparative Historical Perspective,” *SOAS Bulletin of Burma Research*, Vol. 1, No. 1, Spring 2003, p.1.
- ¹¹ Anne Booth, *Ibid.*, p.2.
- ¹² “Ne Win: The destroyer of Burma (Obituary),” *The Economist*, December 14, 2002, p.96.
- ¹³ Montek Singh Ahluwalia, *First Raj Krishna Memorial Lecture, 1995 : Economic Reforms for the Nineties*, <http://planningcommission.gov.in/aboutus/speech/spemsa/msa033.pdf>

- ¹⁴ John Williamson and Roberto Zaghera, *From the Hindu Rate of Growth to the Hindu Rate of Reform (Working Paper No. 144)*, Center for Research on Economic Development and Policy Reform, Stanford University, July 2002, p.4.
- ¹⁵ Gordon Corera, “India: the Economy,” *BBC News*, 3 December, 1998.
- ¹⁶ Myat Thein, *Economic Development of Myanmar*, Institute of Southeast Asian Studies, 2004, pp.4-5.
- ¹⁷ Anne Booth, “The Burma Development Disaster in Comparative Historical Perspective,” *SOAS Bulletin of Burma Research*, Vol. 1, No. 1, Spring 2003, pp.13-14.
- ¹⁸ 大野徹「ビルマ一破綻した「ビルマ式社会主義」『アジア研究』第35巻第3号、1989年、p.74.
- ¹⁹ 西澤信善「ビルマ式社会主義の崩壊過程の経済分析」『国際協力論集』、第6巻第2号、p.107.
- ²⁰ 西澤信善、同書、pp.106-107.
- ²¹ 木越義則、内藤友紀「開発経済学における貿易政策の評価をめぐる一考察」『経済論集』第61巻第1号（2011年6月）、pp.75-97.
- ²² フリードリッヒ・リスト『経済学の国民的体系』（小林昇訳）岩波書店、1970年。
- ²³ Myat Thein, *Economic Development of Myanmar*, Institute of Southeast Asian Studies, 2004, p.60.
- ²⁴ Myat Thein, *Ibid.*, pp.75-76.
- ²⁵ John Williamson and Roberto Zaghera, *From the Hindu Rate of Growth to the Hindu Rate of Reform (Working Paper No. 144)*, Center For Research On Economic Development and Policy Reform, Stanford University, July 2002, p.1.
- ²⁶ Myat Thein, *Economic Development of Myanmar*, Institute of Southeast Asian Studies, 2004, p.57.
- ²⁷ “Hindu Rate of Reform,” *Business Standard*, August 31, 2002.
- ²⁸ “Countries of the World” Web Site, <http://www.theodora.com/wfb/>
- ²⁹ 池田一人「カレンの二〇年、民族の一世紀」『アジア研ワールド・トレンド』No.155、2008年8月、p.21.
- ³⁰ 下記などを参照。トム・クレーマー「ミャンマーの少数民族紛争」、工藤年博編『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』アジア経済研究所、2012年、pp.139-166。Bertil Lintner, “Burma 2012: Democracy and Dictatorship,” *The Asia-Pacific Journal*, Vol 10, Issue 26, No. 4, June 25, 2012.
- ³¹ Myanmar Ministry of National Planning and Economic Development, *Statistical Yearbook 2010*, Nay Pyi Taw. 2012, p.23.
- ³² 以下の記述は主に次を参照した。畢世鴻「国境地域の少数民族勢力をめぐる中国・ミャンマー関係」、工藤年博編『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』アジア経済研究所、2012年、pp.167-199.
- ³³ 畢世鴻「コラム：旧ビルマ共産党本部「パンカン」での一日」、工藤年博編、同書、pp.193-196.
- ³⁴ 畢世鴻「国境地域の少数民族勢力をめぐる中国・ミャンマー関係」、工藤年博編、同書、p.193.
- ³⁵ 池田一人「カレンの二〇年、民族の一世紀」『アジア研ワールド・トレンド』No.155、2008年8月、p.21.
- ³⁶ Ei Ei Toe Lwin, “Govt, KNU sign code of conduct,” *The Myanmar Times*, 10 September 2012, p.5.
- ³⁷ 池田一人「カレンの二〇年、民族の一世紀」『アジア研ワールド・トレンド』No.155、2008年8月、p.19.
- ³⁸ 例えばヒューマン・ライツ・ウォッチ「ビルマ：政府軍がロヒンギャ民族を標的に」
<http://www.hrw.org/ja/news/2012/08/01>
- ³⁹ Nan Tin Htwe, “Kachin conflict grinds on for 50,000 displaced,” *The Myanmar Times*, August 13-19, 2012, pp.16-17.
- ⁴⁰ Chao Tzang Yawngghwe, “Burma: State Constitutions and the Challenges Facing the Ethnic Nationalities,” in Yawngghwe and Sakhong (eds.), *Federalism, State Constitutions and Self-determination in Burma*, UNLD Press, 2003, pp.99-110. Also at <http://www.encburma.net/index.php/feature/54-feature/163-burma-state-constitutions-and-the-challenges-facting-the-ethnic-nationalities.html>

- ⁴¹ Aung San, *Burma's Challenge* (Rangoon, 1947), cited in Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making and State Building in Burma" in David C. Williams & Lian H. Sakhong (Ed.), *Peaceful Co-existence: Towards Federal Union of Burma [Series No. 10] Designing Federalism in Burma*, UNLD Press, 2005.
- ⁴² Bogyoke Aung San's Speeches, pp. 306-307, cited in Williams & Lian H. Sakhong (Ed.), *Ibid.*, p.16.
- ⁴³ 詳しくは例えば、岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998年、Baogang He, Brian Galligan, Takashi Inoguchi (ed.), *Federalism in Asia*, Edward Elgar Publishing, 2007など参照。
- ⁴⁴ 岡部一明『市民団体としての自治体』御茶の水書房、2009年、第5章。
- ⁴⁵ Daniel Elazar, "The New Europe: A Federal State or a Confederation of States?" *Swiss Political Science Review*, Vol.4 No.4, 1998, p.124.
- ⁴⁶ Matthew J. Walton, "Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong," *Asian Survey*, Vol. 48, No. 6, November/December 2008.
- ⁴⁷ Chao-Tzang Yawngwe, "Burma and National Reconciliation: Ethnic Conflict and State-Society Dysfunction," *Legal Issues on Burma Journal*, No. 10, December 2001, <http://www.ibiblio.org/obl/docs/LIOB10-cty.htm>
- ⁴⁸ それぞれの憲法は、"Chin Hills Regulation," in 1896, "Kachin Hills Regulation" in 1895, "Act of Federated Shan States" in 1920, "Burma Act" in 1937.
- ⁴⁹ Lian H. Sakhong, "The Basic Principles for Future Federal Union of Burma," in David C Williams and Lian H. Sakhong (Eds), *Designing Federalism in Burma*, UNLD Press, 2005.
- ⁵⁰ Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making, and State Building in Burma," in *Ibid.*, UNLD Press, 2005.
- ⁵¹ Chao-Tzang Yawngwe, "Putting Burma Back Together Again," *Legal Issues on Burma Journal*, No. 11, April 2002.
- ⁵² 詳しくは、Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making, and State Building in Burma," in David C Williams and Lian H. Sakhong (Eds), *Designing Federalism in Burma*, UNLD Press, 2005, pp.17-20.
- ⁵³ *The Constitution of the Union of Burma, 1947*, Chapter X, Section 202.
- ⁵⁴ The Unionist, "The Right to Secession in the Burma Constitution," first written in the Tai Youth Magazine probably in 1956 and reprinted in the Shan Herald web site on August 22, 2012. http://www.shanland.org/index.php?view=category&id=115%3Aopinions&option=com_content&Itemid=308
- ⁵⁵ Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making and State Building in Burma" in David C. Williams & Lian H. Sakhong (Ed.), *Peaceful Co-existence: Towards Federal Union of Burma [Series No. 10] Designing Federalism in Burma*, UNLD Press, 2005, p.45.
- ⁵⁶ Lian H. Sakhong, *Ibid.*, pp.45-46.
- ⁵⁷ 岡部一明『市民団体としての自治体』（御茶の水書房、2009年）の第5章参照。
- ⁵⁸ 同書、pp.179-181.
- ⁵⁹ 岡部一明「メコン圏発展の可能性」『東邦学誌』第41巻第1号、2012年6月、pp.1-28.
- ⁶⁰ 「ミャンマー詣で、過熱中 投資出遅れ 日本、官民巻き返し」、InnovationS-i、2012年2月、<http://www.innovations-i.com/news/121640.html>
- ⁶¹ ジェトロ記者発表「ジェトロ ビジネス・サポートセンターヤンゴン開設」2012年9月3日。
- ⁶² 「三菱商事、9月にミャンマー首都ネピドーに事務所 近く大手商社7社が勢揃い」『産経新聞』2012年8月22日。
- ⁶³ 「日本企業、ミャンマー進出加速 一大市場に熱い視線」『産経新聞』2012年6月29日。
- ⁶⁴ 上原すみ子「日本企業、対ミャンマー案件10件以上 インフラ受注に弾み」SankeiBiz、2012年9月29日、http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120928-00000003-fsi-bus_all

- ⁶⁵ 「中国は利潤追求だけが目的 スーチー氏が批判」『読売新聞』2012年9月23日。
- ⁶⁶ 工藤年博「ミャンマー - 停滞する中央、成長する国境地域」『アジア研ワールド・トレンド』No.134、2006年11月、p.18.
- ⁶⁷ 畢世鴻「雲南からみた中緬国境」『アジア研ワールド・トレンド』No.172、2010年1月、p.41.
- ⁶⁸ 畢世鴻『中国とミャンマーの国境貿易に関する研究』(V.R.F. Series, No.457) 日本貿易振興機構・アジア経済研究所、2010年3月、p.34.
- ⁶⁹ 畢世鴻「雲南からみた中緬国境」、前掲書、p.41.
- ⁶⁹ 畢世鴻『中国とミャンマーの国境貿易に関する研究』(V.R.F. Series, No.457) 日本貿易振興機構・アジア経済研究所、2010年3月、p.41.
- ⁷⁰ 詳しくは工藤年博「ミャンマーと中国の国境貿易 - 「特区」と新ビルマ・ロード」『アジア研ワールド・トレンド』No.180、pp.42-46.
- ⁷¹ “Traders worried Asian linkage will spur shift of Myanmar’s cross-border trade to China: study,” *The Nation*, July 31, 2012.
- ⁷² 以下、畢世鴻『中国とミャンマーの国境貿易に関する研究』(V.R.F. Series, No.457) 日本貿易振興機構・アジア経済研究所、2010年3月、pp.34-44参照。
- ⁷³ 畢世鴻、同書、p.42.
- ⁷⁴ 畢世鴻、同書、p.43.
- ⁷⁵ 工藤年博「メコン地域における国境経済圏の可能性 - 低開発国の新たな発展戦略」、石田正美編『メコン地域 国境経済をみる』アジア研選書、No.22、2010年3月、pp.10-11.
- ⁷⁶ “Three Japanese industrial groups to establish special economic zone in Myanmar,” *Xinhua English*, September 2, 2012.
- ⁷⁷ Sandar Lwin, “Public company to partner Japan at Thilawa,” *The Myanmar Times*, 20 August 2012.
- ⁷⁸ 「ミャンマーに最先端スマートシティー 日本政府が全面協力」『産経新聞』2012年2月29日。
- ⁷⁹ Jason Szep and Amy Sawitta Lefevre, “Exclusive: Japan, Thailand race to rescue of Myanmar’s struggling Dawei,” Reuters, Sep 21, 2012.
- ⁸⁰ 以下は次を参照。Guy Lubeigt, “Industrial Zones in Burma and Burmese Labour in Thailand,” Monique Skidmore, Trevor Wilson, *Myanmar: The State, Community and the Environment*, ABU E Press and Asia Pacific Press, 2007, pp.159-188.
- ⁸¹ 清水英明「ミャンマー・ヤンゴン ミンガラドン工業団地、正式開業」『バンコク週報』1998年2月27日。
- ⁸² ジェトロ「外国企業の進出相次ぎ工業団地完売へ (ミャンマー)」『世界通商』2012年3月7日。
- ⁸³ Aye Thidar Kyaw and Stuart Deed, “SPDC signs Special Economic Zone law into effect on Jan 27,” *The Myanmar Times*, February 7-13, 2011; Htar Htar Khin, “SEZ law sparks industrial zone interest, but not for all,” *The Myanmar Times*, February 14-20, 2011.
- ⁸⁴ “Highlights of Myanmar Special Economic Zone (SEZ) law,” *Myanmar Business Network*, May 6, 2011.

受理日 平成24年10月1日